

学校教育における人権教育の改善・充実に向けて

人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]
の具体化に向けて

人権教育の指導方法等の在り方について
[第三次とりまとめ]が公表されました。

平成20年4月
文部科学省
公表

「指導等の在り方編」と「実践編」で構成し、
人権教育推進の具体的な観点と実践を提示

1 [第三次とりまとめ] 公表までの経緯

国連は、「人権教育のための国連10年（1995-2004）」を引き継ぎ、さらに人権教育を推進するため、「人権教育のための世界計画」を2005年から開始しました。この世界計画の第1フェーズ（2年間延長され、2005-2009）では、初等中等教育における人権教育に焦点を当てることとされています。

わが国においても、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を受けて、「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

この「基本計画」では、「学校における指導方法の改善を図るため、効果的な教育実践や学習教材などについて情報収集や調査研究を行い、その成果を学校等に提供していく」こと、また、「人権教育の充実に向けた指導方法の研究を推進する」ことを明示しています。文部科学省は、この「基本計画」に従い、「調査研究会議」を設置し、平成16年に「人権教育の指導方法等の在り方について [第一次とりまとめ]」を、平成18年に [第二次とりまとめ]、そして平成20年4月、[第三次とりまとめ] を公表しました。

☆人権教育のさらなる充実を求める機運が高揚している

○「人権教育の指導方法等の在り方について」

* [第一次とりまとめ(平成16年6月)] ; 「人権教育とは何か」についてわかりやすく提示

* [第二次とりまとめ(平成18年1月)] ; 指導方法等の工夫・改善のための理論的指針を提供

[第三次とりまとめ]; [第二次とりまとめ]が示した理論の理解を図るため、具体的な実践事例等の資料を収集・掲載 【「指導等の在り方編」と「実践編」の2編に再編】

2 学校教育における人権教育の改善・充実の基本的考え方

人権教育とは

人権教育は、人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤として、意識、態度、実践的な行動力など様々な資質や能力を育成し、発展させることを目指す**総合的な教育**である。

学校における人権教育の目標

一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、**[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]**ができるようになり、それが様々な場面や状況下での**具体的な態度や行動に現れる**とともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること。

学校教育における人権教育の視点

各学校において、教育活動全体を通じて、例えば次のような力や技能などを総合的にバランスよく培うことが求められる。

- ① 他人の立場に立ってその人に必要なことやその人の考えや気持ちなどがわかるような**想像力、共感的に理解する力**。
- ② 考えや気持ちを適切かつ豊かに表現し、また、的確に理解することができるような伝え合い、わかり合うための**コミュニケーションの能力**やそのための技能。
- ③ 自分の要求を一方向的に主張するのではなく、建設的な手法により、他人との**人間関係を調整する能力**及び自他の要求を共に満たせる解決方法を見いだしてそれを実現させる能力やそのための技能。

これらの力や技能を着実に培い、児童生徒の人権感覚を健全に育てていくために、「**学習活動づくり**」や「**人間関係づくり**」と「**環境づくり**」とが一体となった、学校全体としての取組が望まれる。

人権教育の成立基盤としての教育・学習環境

人権教育を進める際には、教育内容や方法等の在り方とともに、教育・学習の場そのものの在り方がきわめて大きな意味を持つ。このことは、教育一般についてもいえるが、とりわけ人権教育では、これが行われる場における人間関係や全体としての雰囲気などが、重要な基盤をなすのである。

人権教育が効果を上げうるためには、まず、その教育・学習の場自体において、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。

【参考】 隠れたカリキュラム

「隠れたカリキュラム」とは、教育する側が意図する、しないに関わらず、学校生活を営む中で、児童生徒自らが学びとっていく全ての事柄を指すものであり、学校・学級の「隠れたカリキュラム」を構成するのは、それらの場の在り方であり、雰囲気といったものである。

「人権教育を通じて育てたい資質・能力」

自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動

自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度
(以下の「人権に関する知的理解」と「人権感覚」とが結合するとき生じる)

人権に関する知的理解

(以下の知識的側面の能動的学習で深化される)

人権感覚

(以下の価値的・態度的側面と技能的側面の学習で高められる)

関連

知識的側面

- ・自由、責任、正義、平等、尊厳、権利、義務、相互依存性、連帯性等の概念への理解
- ・人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識
- ・憲法や関係する国内法及び「世界人権宣言」その他の人権関連の主要な条約や法令等に関する知識
- ・自尊感情・自己開示・偏見など、人権課題の解決に必要な概念に関する知識
- ・人権を支援し、擁護するために活動している国内外の機関等についての知識等

関連

価値的・態度的側面

- ・人間の尊厳、自己価値及び他者の価値を感知する感覚
- ・自己についての肯定的態度
- ・自他の価値を尊重しようとする意欲や態度
- ・多様性に対する開かれた心と肯定的評価
- ・正義、自由、平等などの実現という理想に向かって活動しようとする意欲や態度
- ・人権侵害を受けている人々を支援しようとする意欲や態度
- ・人権の観点から自己自身の行為に責任を負う意志や態度
- ・社会の発達に主体的に関与しようとする意欲や態度等

関連

技能的側面

- ・人間の尊厳の平等性を踏まえ、互いの相違を認め、受容できるための諸技能
- ・他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性
- ・能動的な傾聴、適切な自己表現等を可能とするコミュニケーション技能
- ・他の人と対等で豊かな関係を築くことのできる社会的技能
- ・人間関係のゆがみ、ステレオタイプ、偏見、差別を見きわめる技能
- ・対立的問題を非暴力的で、双方にとってプラスとなるように解決する技能
- ・複数の情報源から情報を収集・吟味・分析し、公平で均衡のとれた結論に到達する技能等

関連

全ての関係者の人権が尊重されている教育の場としての学校・学級
(人権教育の成立基盤としての教育・学習環境)

① 知識的側面

この側面の資質・能力は、人権に関する知的理解に深く関わるものである。

人権教育により身に付けるべき知識は、自他の人権を尊重したり、人権問題を解決したりする上で具体的に役立つ知識でもなければならない。

② 価値的・態度的側面

この側面の資質・能力は、人権感覚に深く関わるものである。

人権に関する知識や人権擁護に必要な諸技能を人権実現のための実践行動に結びつけるためには、上記のような価値や態度の育成が不可欠である。こうした価値や態度が育成されるとき、人権感覚が目覚めさせられ、高められることにつながる。

③ 技能的側面

この側面の資質・能力は、人権感覚に深く関わるものである。

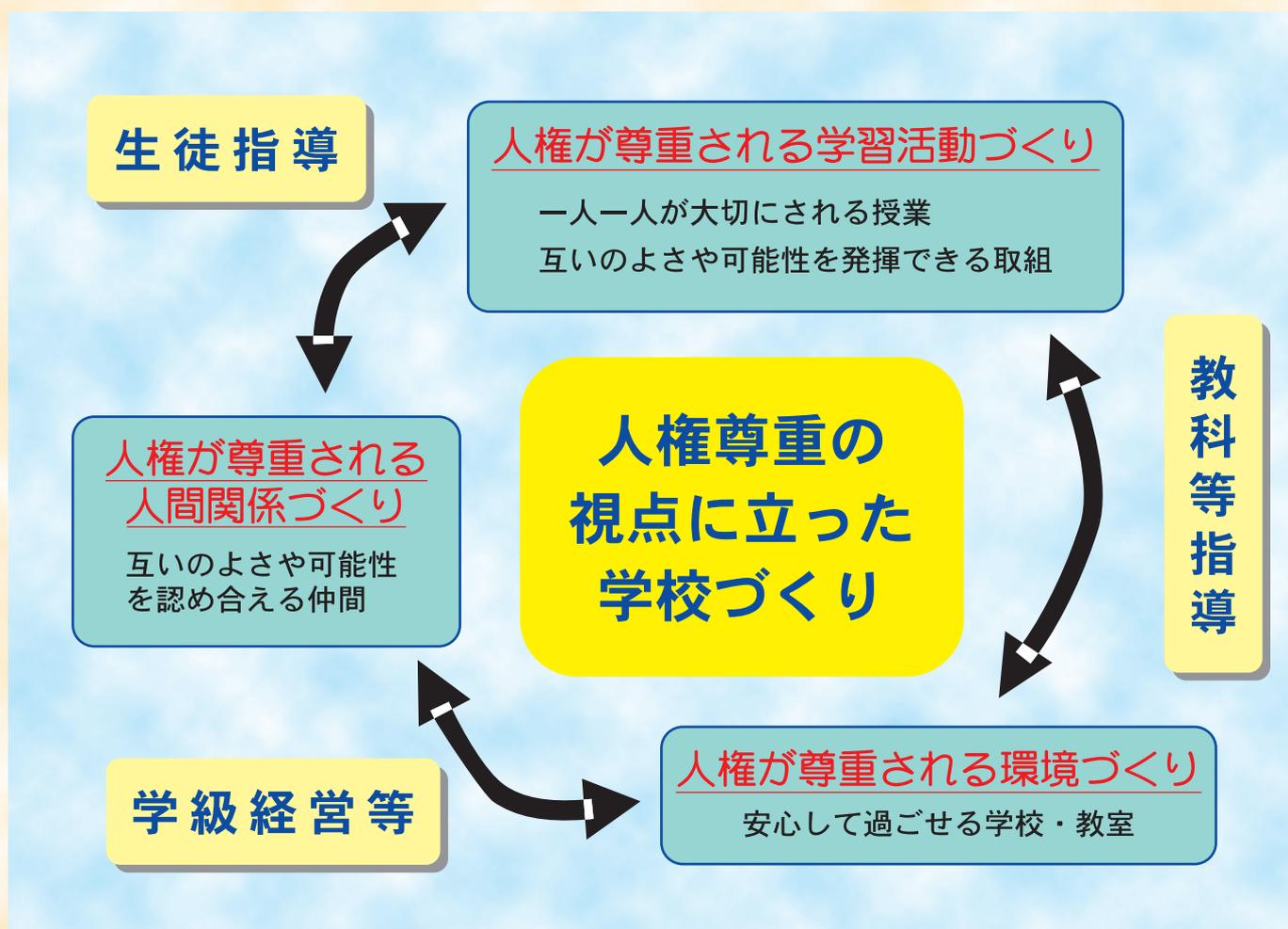
人権の本質やその重要性を客観的な知識として知るだけでは、必ずしも人権擁護の実践に十分であるとはいえない。人権に関わる事柄を認知的に捉えるだけでなく、その内容を直感的に感受し、共感的に受けとめ、それを内面化することが求められる。そのような受容や内面化のためには、様々な技能の助けが必要であり、こうした諸技能が人権感覚を鋭敏にする。

3 学校教育における人権教育の指導方法等の改善・充実

人権尊重の精神に立つ学校づくり

学校においては、教科等指導、生徒指導、学級経営など、その活動の全体を通じて、人権尊重の精神に立つ学校づくりを進めていかなければならない。

教職員による厳しさと優しさを兼ね備えた指導と、全ての教職員の意識的な参画、児童生徒の主体的な学級参加等を促進し、人権が尊重される学校教育を実現・維持するための環境整備に取り組むことが大切である。また、こうした基盤の上に、児童生徒間の望ましい人間関係を形成し、人権尊重の意識と実践力を養う学習活動を展開していくことが求められる。



人権尊重の理念に立つ生徒指導

学校における生徒指導は、個々の児童生徒の自己指導力を伸ばす積極的な面にその本来の意義があり、全ての児童生徒の人格のよりよき発達を目指すとともに、学校生活が、児童生徒一人一人にとって、また、学級や学年、学校全体といった集団にとっても、充実したものとなるようにすることを目的としている。この点において、生徒指導の活動は、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚を育成し、学校において、一人一人の児童生徒が大切にされることを目指す人権教育の活動とも、互いに相通ずるものといえる。

人権尊重の視点に立った学級経営等

学校においては、的確な児童生徒理解の下、学校生活全体において人権が尊重されるような環境づくりを進めていく必要がある。そのために、教職員においては、例えば、児童生徒の意見をきちんと受けとめて聞く、明るく丁寧な言葉で声かけを行うことなどは当然であるほか、個々の児童生徒の大切さを改めて強く自覚し、一人の人間として接していかなければならない。

また、特に、児童生徒が、多くの時間を過ごすそれぞれの学級の中で、自他のよさを認め合える人間関係を相互に形成していけるようにすることが重要であり、このような観点から学級経営に努めなければならない。

教職員として身に付けたい資質・能力

学校における人権教育を進めていく上では、まず、教職員が人権尊重の理念について十分理解し、児童生徒が自らの大切さを認められていることを実感できるような環境づくりに努める必要がある。

教職員の言動は、日々の教育活動の中で児童生徒の心身の発達や人間形成に大きな影響を及ぼし、豊かな人間性を育成する上でもきわめて重要な意味を持つ。

また、とりわけ人権教育においては、個々の児童生徒の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという教職員の姿勢そのものが、指導の重要要素となる。教職員の人権尊重の態度によって、児童生徒に安心感や自信を生むことにもなる。

だからこそ、教職員にあっては、児童生徒との相互の信頼関係の上に、愛情に満ちた人間関係を築くよう求められる。教職員が、仮にも自らの言動により児童生徒の人権を侵害することのないよう、常に意識して行動すべきことは当然である。

家庭・地域、関係機関との連携及び校種間の連携

学校における人権教育の取組は、家庭、地域、関係諸機関の人々をはじめ、多くの人々に支えられてこそ、その効果を十全に発揮できる。

家庭・地域や関係機関等との連携を進めるに当たっては、まずは、学校から、これらの機関等に向けて、自らの取組を、積極的に公表し、協力関係を築き上げておくことが重要であり、人権教育を推進するための明確なメッセージを積極的に伝えることが求められる。

その他の事項

学校における人権教育の指導方法等の改善・充実については、他にも、次のような観点から留意すべき事項が提示されている。

- 学校としての組織的な取組とその点検・評価
- 指導内容の構成
- 効果的な学習教材の選定・開発
- 指導方法の在り方
- 指導内容に関する配慮事項



4 「実践編」の紹介

「実践編」の構成

「実践編」は、「指導等の在り方編」の各節に対応する形になっており、3部から構成されています。「在り方編」の中では収録できなかった、改善・充実のための具体的なポイント等に関する参考情報を掲載するほか、応用可能性に富むと思われる43の取組事例を新たに収集し、「在り方編」第II章に対応する形で提示されています。

「指導等の在り方編」の理解を助ける43の実践事例等

I 学校としての組織的な取組と関係機関等との連携等【事例1～9】

- 人権が尊重される授業づくりの視点例
- 人権が尊重される人間関係づくり・雰囲気づくりのための環境整備の取組例
- 全体計画及び年間指導計画の例
- 学校としての取組の点検・評価の取組例
- 家庭・地域、関係機関との連携及び校種間連携の取組例

など

II 人権教育の指導内容と指導方法

【事例10～30】

- 人権に関する知的理解に関わる指導内容の構成例
- 人権感覚の育成に関わる指導内容の構成例
- 効果的な学習教材の選定・開発の例
- 児童生徒の自主性を尊重した指導方法の工夫例
- 「体験」を取り入れた指導方法の工夫例
- 児童生徒の発達段階を踏まえた指導方法の工夫例

III 教育委員会及び学校における研修等の取組

【事例31～43】

- 各学校の成果に関する情報発信の取組例
- 効果的な研修プログラムの例

など

「実践編」別冊～個別的な人権課題に対する取組～

別冊の「個別的な人権課題に対する取組」においては、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、その他（拉致被害者等、性的指向を理由とする偏見・差別、ホームレスの人権、性同一性障害者の人権、人身取引）の人権課題があげられ、それぞれの取組にあたっての基本的な考え方や観点、及び関係法令などが示されています。

また、学校教育で取り組む際の留意点として、以下のことが示されています。

- 学校教育においては、様々な人権課題の中から、子どもの発達段階等に配慮しつつ、それぞれの学校の実情に応じて、より身近な課題、児童生徒が主体的に学習できる課題、児童生徒の心に響く課題を選び、時機を捉えて、効果的に学習を進めていくことが求められる。
各教科等の学習において個別の人権課題に関わりのある内容を取り扱う際にも、当該教科等の目標やねらいを踏まえつつ、児童生徒一人一人がその人権課題を自分の問題としてとらえ、自己の生き方を考える契機となるような指導を行っていくことが望ましい。

福岡県教育委員会HP掲載のお知らせ

福岡県教育委員会ホームページに、「人権教育の指導方法等の在り方 [第三次とりまとめ]」の全文を掲載しています。ぜひご覧ください。

福岡県庁HP (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) > 県教育委員会 > 人権・同和教育課